

## 海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係府省会議の開催について（案）

平成31年2月26日  
関係府省申合せ案

- 1 海洋プラスチックごみによる汚染が、生態系、生活環境、漁業、観光など幅広い影響が懸念される地球規模の課題であることを踏まえ、我が国として海洋プラスチックごみ対策を先導的に実施するべく、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ実効的な推進を図るため、海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係府省会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
  - 議長 環境大臣
  - 副議長 内閣官房副長官補（内政担当）  
内閣官房副長官補（外政担当）  
環境事務次官
  - 構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）  
内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）  
内閣府総合海洋政策推進事務局長  
消費者庁政策立案総括審議官  
警察庁生活安全局長  
総務省大臣官房地域力創造審議官  
外務省大臣官房地球規模課題審議官  
財務省大臣官房総括審議官  
文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官  
農林水産省食料産業局長  
水産庁次長  
経済産業省産業技術環境局長  
国土交通省総合政策局長  
気象庁次長  
海上保安庁次長  
環境省地球環境局長  
環境省水・大気環境局長  
環境省環境再生・資源循環局長
- 3 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房及び環境省において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。